

改正

平成20年3月28日教委告示第7号

佐久市人権同和教育推進協議会要綱

(設置)

**第1条** 佐久市人権同和教育基本方針に基づき、人権同和教育の振興と推進を図り、差別のない明るい社会づくりのため、佐久市人権同和教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 協議会は、目的達成のため、次の事項について調査及び研究し、事業を推進する。

- (1) 人権同和教育の総合的推進に関すること。
- (2) 人権同和教育の連絡調整に関すること。
- (3) 人権同和教育の研修・啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権同和教育を推進するために必要な事項

(組織)

**第3条** 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関及びその関係団体の代表者
- (2) 行政機関及びその関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

**第7条** 協議会の事務局は、市民健康部人権同和課内に置く。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日教委告示第7号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。